

糸島市新庁舎建設

基本設計書【概要版】

目次

1. コンセプト

2. 設計概要

3. 事業工程

4. 配置計画

5. フロア構成

6. 市民活動エリア

7. 平面計画

8. 環境配慮計画

9. 事業継続計画

令和2年7月



糸島市



株式会社 梓設計 九州支社



新庁舎イメージ

1. コンセプト

新庁舎のコンセプト

まちづくりを
創造する庁舎

- 1** みんなが分かりやすく利用しやすい庁舎

来庁されるすべての方が、わかりやすく・安全で・快適に利用することができるように**ユニバーサルデザイン**を行い、利用頻度が高い**窓口をアクセスしやすい低層階に集約**するとともに、わかりやすい案内表示を行うなど、**利便性の高い庁舎**とします。
- 2** 安全・安心を支える防災拠点としての庁舎

市役所は災害発生時、対策本部として県・警察・自衛隊などの関係機関と連携し、被害状況の把握や応急・救援活動などへの迅速な対応が必要です。災害発生時にも**防災拠点として庁舎機能を維持**できる**高い耐震性・安全性を備え、危機管理機能を強化した市民の安全・安心を支える庁舎**とします。
- 3** 自然エネルギーを取り入れた環境にやさしい庁舎

省エネルギー推進を基本として、**高効率な設備システムを採用**し、環境に配慮します。また、長期的な維持管理を見据え、**建物の長寿命化を図るとともに、再生可能エネルギーの積極的活用を図り、経済性に優れ、地球環境にやさしい庁舎**を目指します。
- 4** 気軽に市民が集い情報を発信する庁舎

来庁される方へ、**糸島市の歴史・文化や地域の情報、市政情報を発信する庁舎**とします。また、**市民が日常的に利用できる交流の場を創出し、市民協働・市民参画はもとより、様々な活動を発信できる庁舎**を目指します。
- 5** 将来の行政需要に柔軟に対応できる庁舎

時代の変遷に柔軟に対応し、多様化する市民ニーズに対応するため行政組織の改編にも対応できるよう、各課の間に間仕切りなどを設けない**オープンフロア化された庁舎**として整備します。
- 6** 情報セキュリティ機能に優れた庁舎

個人情報、行政情報保護の観点から、執務スペースと受付スペースの区分や**防犯カメラの設置、認証カードシステムの導入**などにより、庁舎内での入室管理や平日夜間や土・日・祝祭日など閉庁時の入庁者管理を徹底し、**セキュリティ機能に優れた庁舎**とします。

はじめに

現在の糸島市庁舎本館は、昭和 45 年の建築で、建物をはじめ設備等の老朽化が進み、維持管理には多額の費用を要しています。また、災害時の防災拠点としての機能、多様化する市民ニーズに対応した窓口や待合・相談スペースの充実など、時代の変化による様々な課題に対応できていないため建替えを行うこととなりました。

建替えにあたって、糸島市新庁舎建設計画を策定し、定めた基本方針のもと新庁舎建設基本設計を進めてまいりました。

この度、基本設計の概要をまとめた「糸島市新庁舎建設基本設計書【概要版】」を取りまとめました。

2. 設計概要

建設地	糸島市前原西一丁目	日影規制	4m 3時間 /5時間
敷地面積	8,000 m ² 程度	建築面積	3,200 m ² 程度
用途地域	準住居地域	延床面積	11,800 m ² 程度
指定容積率	200%	構造	RC造(免震)
指定建蔽率	60%	階数	地上6階

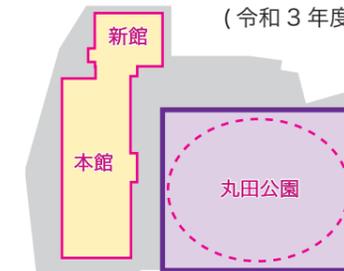
3. 事業工程

庁舎建設を効率的に推進する事業計画

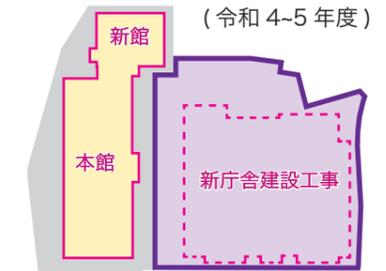
既存庁舎の業務を継続しながら、同じ敷地に新庁舎を建設します。

- 丸田公園を解体し、庁舎が敷地として使えるよう造成工事を行います。
- 丸田公園跡地に新庁舎を建設します。
- 新庁舎への引っ越し完了後、新館を除く既存庁舎の解体工事を行います。
- 外構工事を行います。

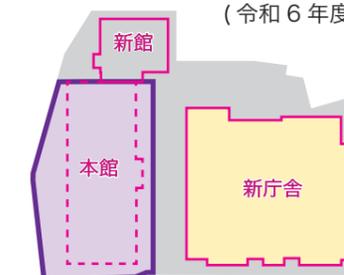
STEP① 新庁舎建設敷地造成工事
(令和3年度)



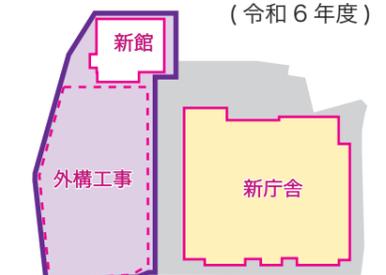
STEP② 新庁舎建設工事
(令和4-5年度)



STEP③ 既存庁舎解体工事
(令和6年度)



STEP④ 外構整備工事
(令和6年度)



4. 配置計画

丸田池公園と一体となる市民にひらかれた新庁舎

新庁舎は、既存庁舎での業務を継続しながら現地建替えが行えるように敷地南東側（現在の丸田公園）に配置します。丸田池公園と一体的に整備することで、周辺景観との調和を図るとともに、市民にひらかれた庁舎を目指します。また、敷地内の歩車分離を図り、来庁者に分かりやすく、利用しやすい動線計画・配置計画とします。

◀ 玄関

歩行者及び公共交通機関を利用される来庁者は主に北玄関と南玄関を利用し、車を利用される来庁者は、駐車場から最も近い西側の正面玄関を利用する計画とします。

東玄関は職員通用口及び搬入口として利用する計画とします。

● 車両動線

一般車両は南側出入口から駐車場にアクセスできる計画とします。搬入車両は東側道路に一時駐車できるスペースを確保します。



正面玄関イメージ



● 歩行者動線

敷地への出入口は、南側道路と東側道路に設け、丸田池公園側からもアクセスできる計画とします。

おもいやり駐車場からは雨天時にもなるべく濡れずにアクセスできるよう、屋根付きの歩行空間を計画します。

① (仮称)「糸島デッキ」

筑前前原駅からも近く、将来丸田池公園と一体的に整備し、新庁舎の市民ホールや防災広場と連携したイベントや催し物が開催できる市民の憩いの場として整備します。

② (仮称)「いとこいプロムナード」

新庁舎正面玄関前の歩行者空間と丸田池公園の〈いとこい橋〉、新館や第二庁舎をつなぐ南北の軸線を、来庁者と丸田池公園利用者が往来し、賑わうメインストリートとして整備します。

いとこいプロムナードは歩車分離を徹底した歩行者空間とし、子どもや高齢者も安心して往来できる空間とします。

③ 駐車場の配置

敷地西側に来庁者用駐車場を設けます。おもいやり駐車場は新庁舎と現新館とも利用しやすい場所に計画します。

④ バス停の配置

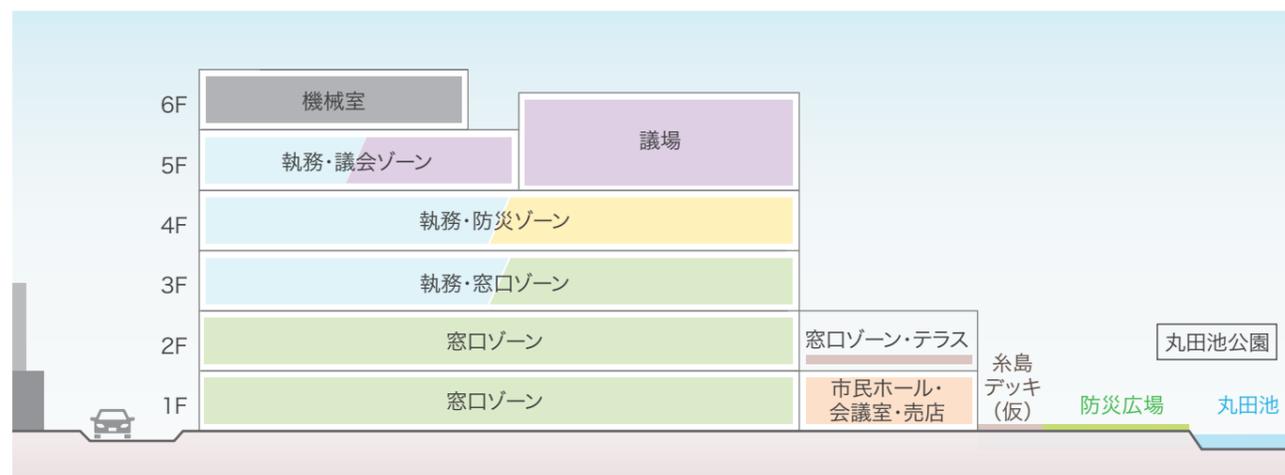
駐車場内は最大限の駐車台数が確保できるよう配慮し、新庁舎の南側道路に設置を検討します。

道路と高低差のある部分は植栽帯を設け、敷地内通路と一体的に整備し、駅からの歩行者を迎え入れる計画とします。

5. フロア構成

市民の利便性確保と充実した行政サービスの提供

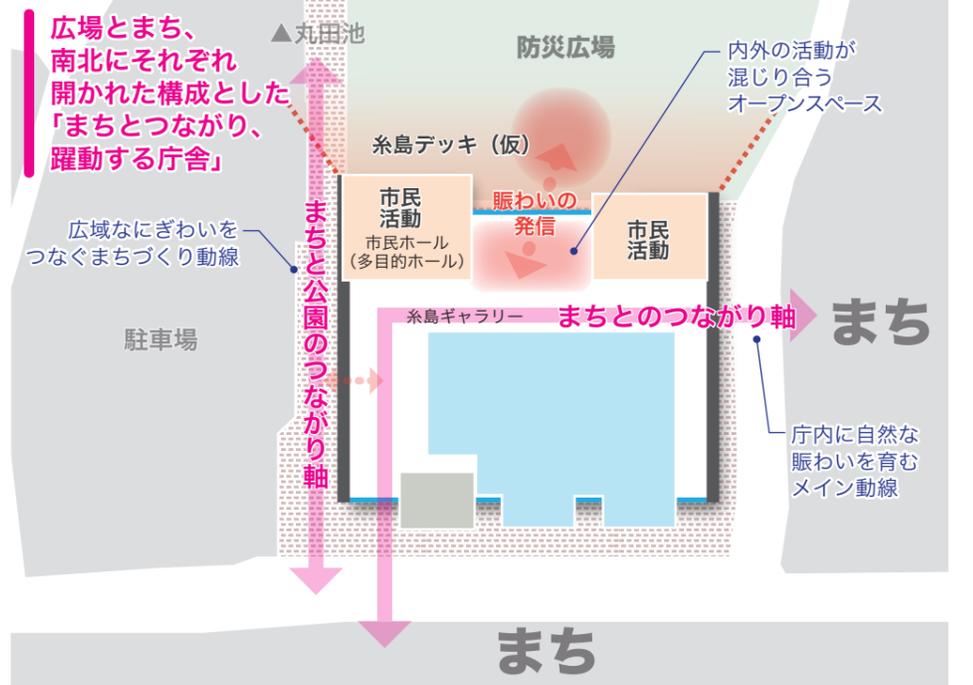
- ・ 1～3階には、市民の利用頻度の高い窓口部門を効率的に配置します。
- ・ 4階には防災機能と庁舎内の総合管理部門を配置します。
- ・ 5階には議会機能を集約配置し、眺望を活かした展望ロビーといった憩いの空間を設けます。
- ・ 閉庁の際にも市民が利用できる機能を1階北側に配置し、セキュリティを確保しながら利用を可能とします。



6. 市民活動エリア

まちづくりを活性化する交流拠点機能

1階には、多目的に利用できる(仮称)「市民ホール」や情報公開及び観光情報発信の場となる(仮称)「糸島ギャラリー」を設けます。5階には市街を望むことができる「展望ロビー」を設けます。屋外には「市民ホール」と連携した(仮称)「糸島デッキ」や、防災広場を配置します。市民イベントやお祭りなど多目的に利用できる空間です。内外が一体的に連なる開放的な空間により、市民交流を促し、にぎわいを創出します。



7. 平面計画

1階 窓口部門

丸田池公園と一体利用を可能とした開放的な市民活動エリアを計画します。
待合スペースをL字に配置し、視認性が高く分かりやすい窓口を計画します。

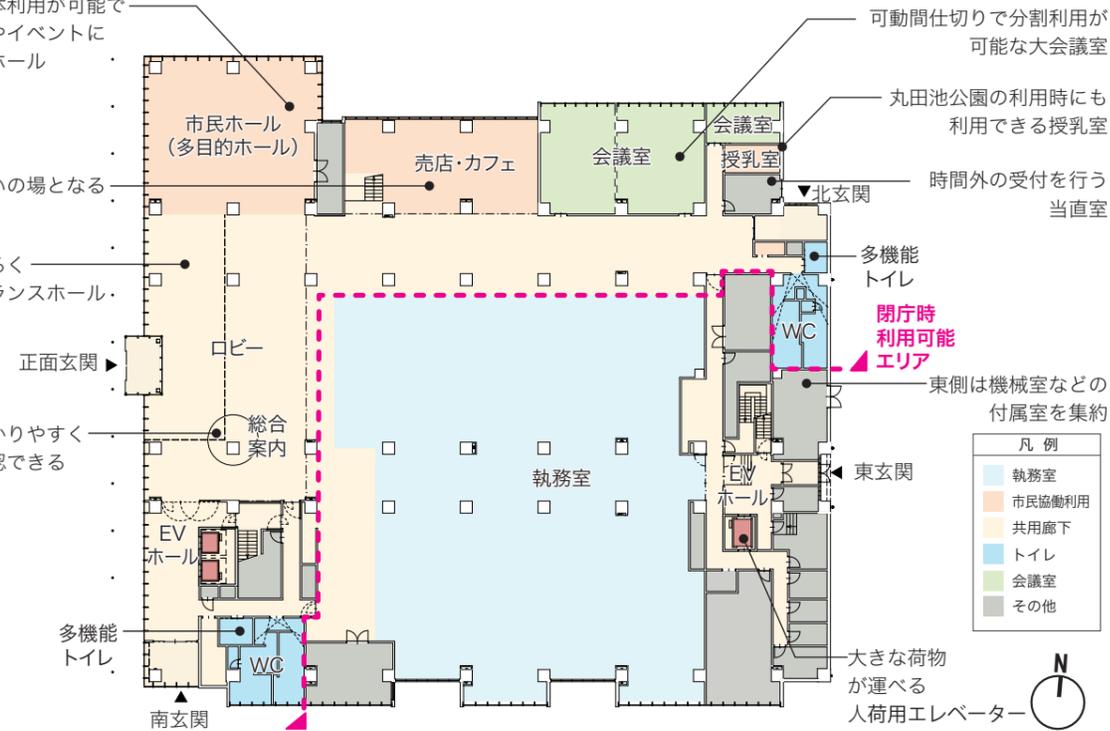
◇証明発行、住民異動、税に関する事など

丸田池公園と一体利用が可能で
様々な市民活動やイベントに
活用できる市民ホール

職員や市民の憩いの場となる
売店・カフェ

二層吹抜けの明るく
開放的なエントランスホール

来庁者からもわかりやすく
フロア全体を確認できる
総合案内



市民ホールを開放した際のエントランスホールイメージ

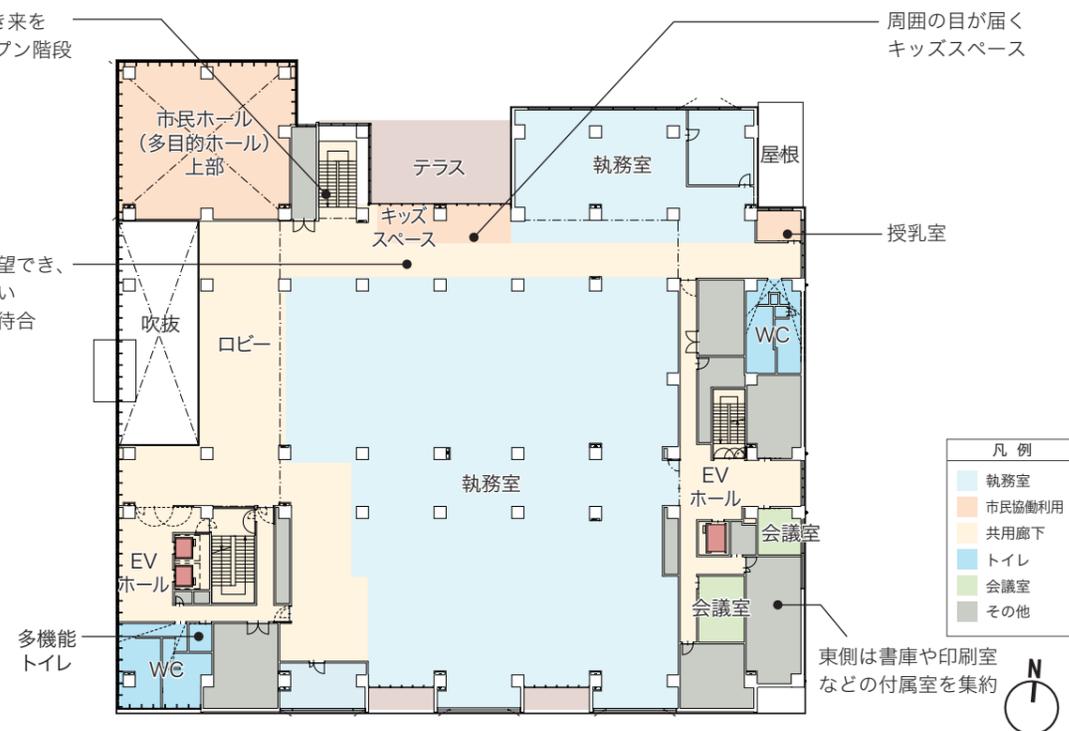
2階 窓口部門

開放的なテラスを持ち、親子連れにも配慮した待合スペースをもつ計画とします。

◇健康、福祉、学校に関する事など

1.2階の窓口の行き来を
しやすくするオープン階段

丸田池公園を一望でき、
北向きでやさしい
採光を確保した待合

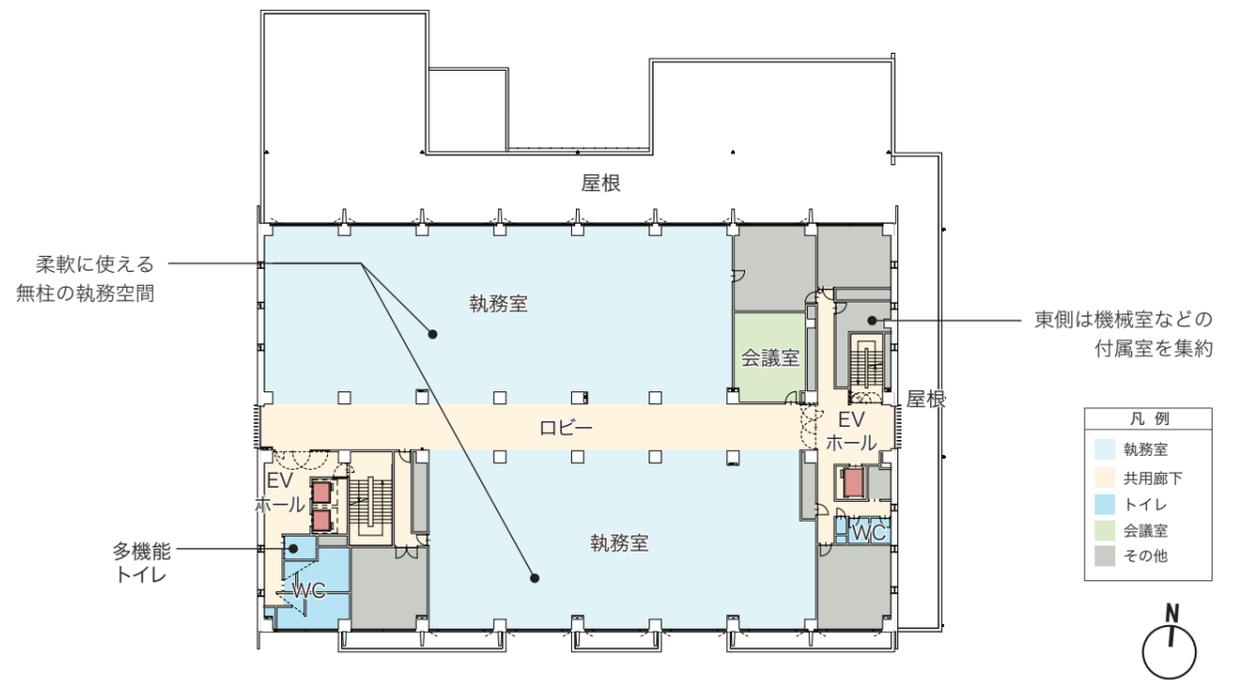


3階 執務・窓口部門

執務室は間仕切りのないオープンフロアとし、床吹き出し空調を採用します。

◇建設都市、産業振興、上下水道に関する事など

柔軟に使える
無柱の執務空間

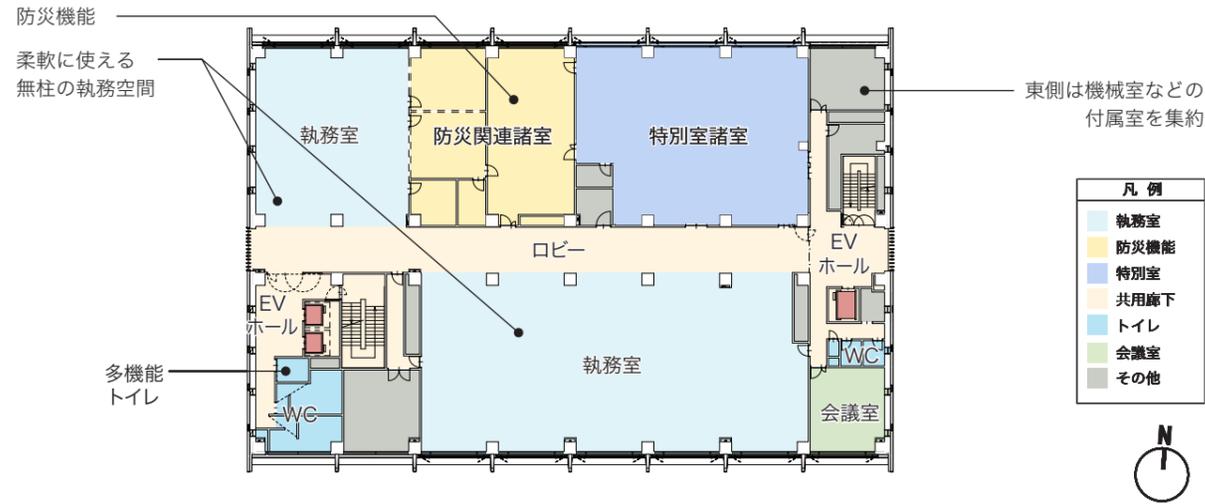


7. 平面計画

4階 執務・防災部門

市庁舎の中核を担う防災機能を集約し、あらゆる災害に対応できる計画とします。

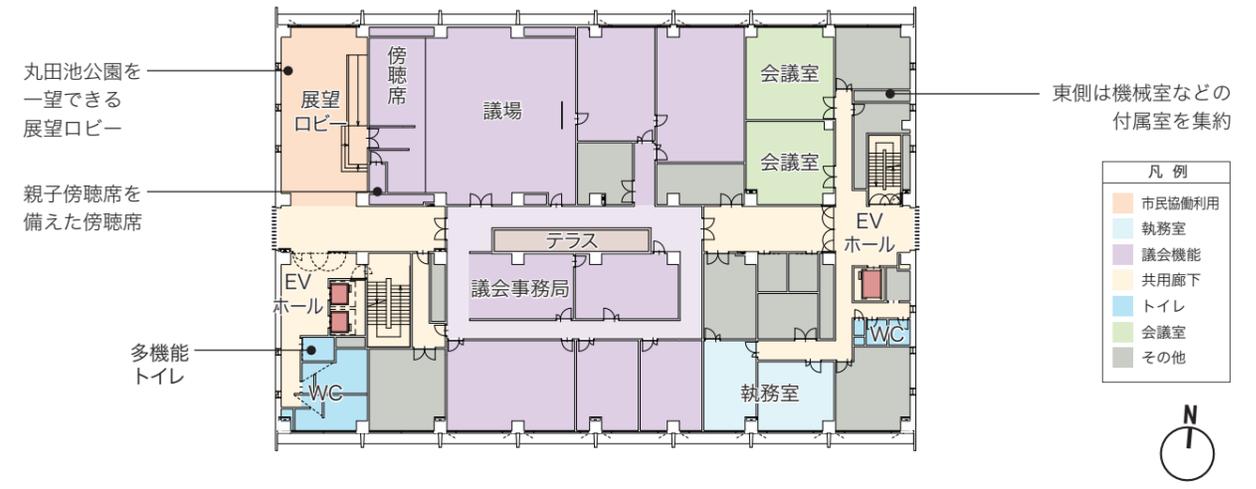
◇総務、企画、危機管理に関する事など



5階 議会・執務部門

眺望を活かした展望ロビーと、議会諸室を計画します。

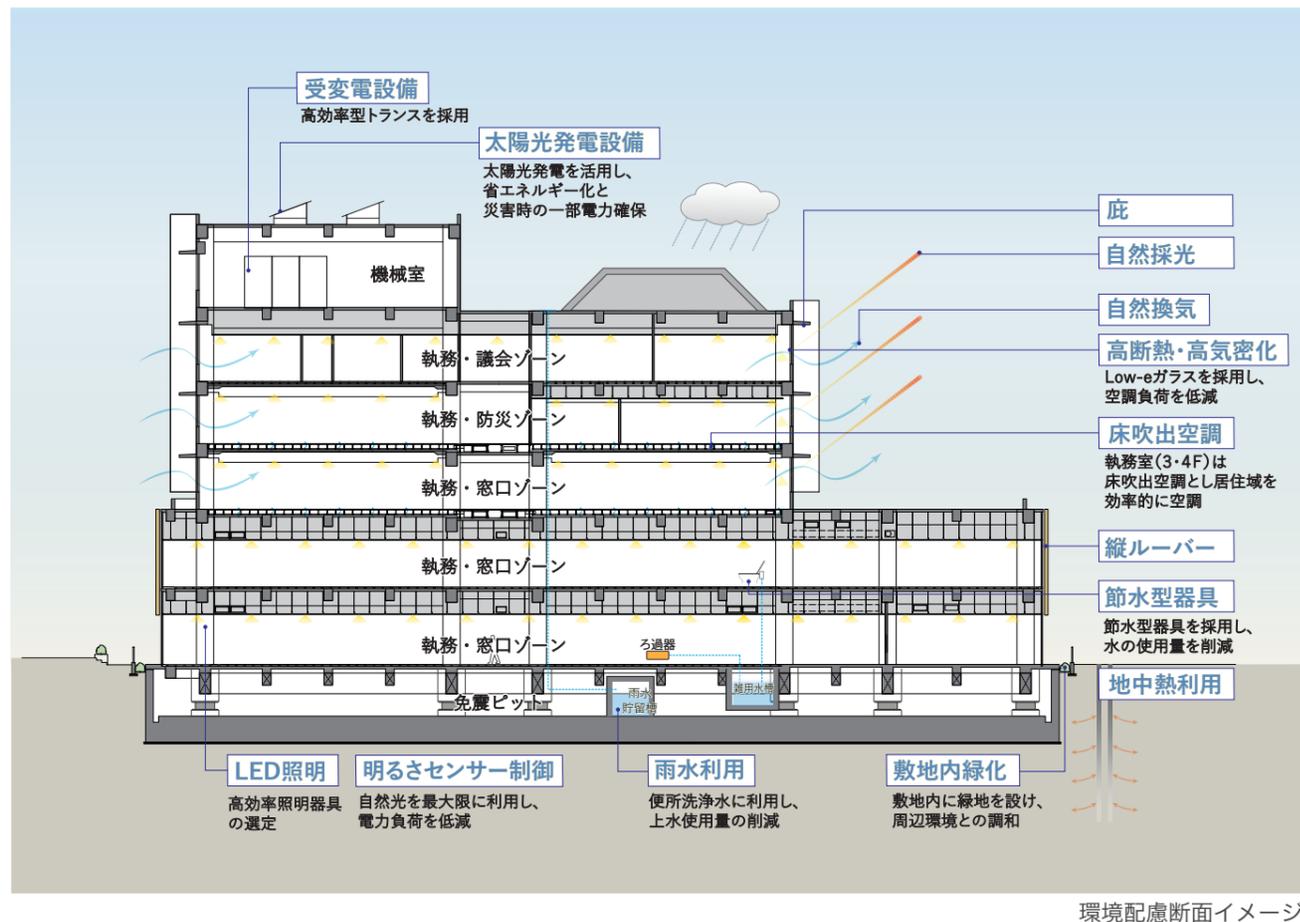
◇議会に関する事など



8. 環境配慮計画

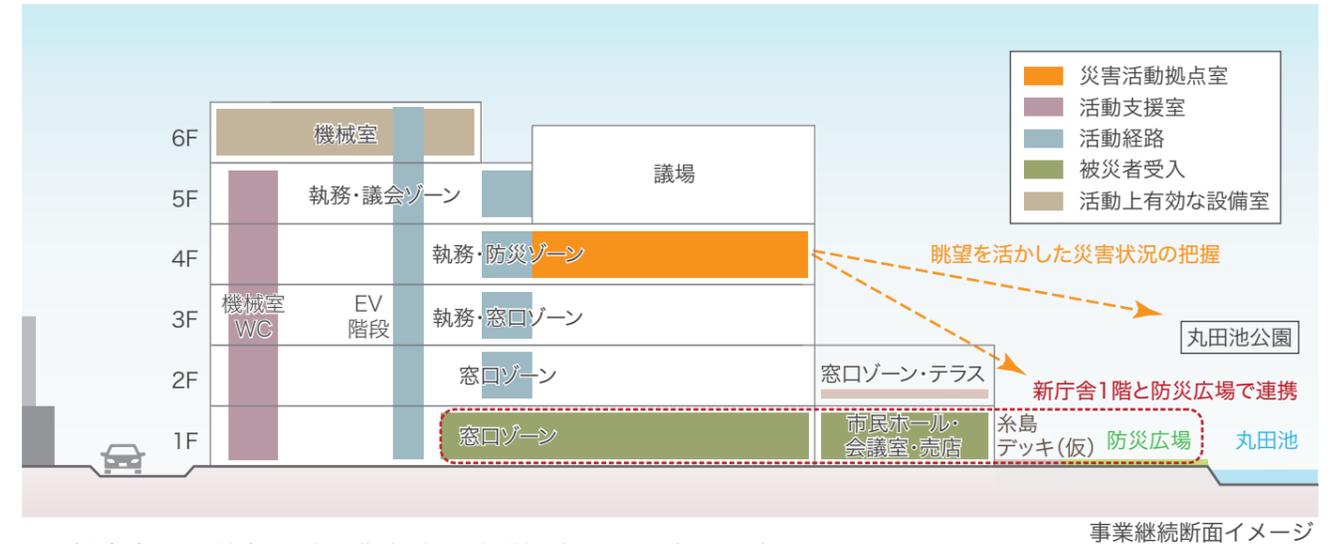
豊かな自然エネルギー活用と高効率な設備システムの採用を図ります。

・「省エネ基準値 50%以上削減 (ZEB Ready)」を達成する計画とします。



9. 事業継続計画

万一の災害時にも、業務継続可能な防災拠点



・新庁舎は、災害などの非常時に防災拠点として市民の安全を支える重要な役割を担います。災害復旧活動の支援、関係機関との連携など、災害直後から長期にわたる復旧活動まで、防災拠点として業務継続できる庁舎を計画します。

構造計画

・地震や台風といった自然災害に対する建物の損傷リスクを低減する構造とします。
 ・災害発生後の建物機能の保持に加え、連続した災害発生時にも建物機能を保持し、確実な業務継続を可能とする庁舎とするため免震構造を採用します。

